



2017年8月29日

各 位

会社名 住友ゴム工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 池田 育嗣  
(コード番号 5110 東証第一部)  
問合せ先 執行役員経理部長 河野 隆志  
TEL 078-265-3000 (代表)

会社名 ダンロップスポーツ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 木滑 和生  
(コード番号 7825 東証第一部)  
問合せ先 経営管理部 部長 井澤 誠一  
TEL 078-265-3200 (代表)

住友ゴム工業株式会社及びダンロップスポーツ株式会社並びに  
住友ゴム工業株式会社及びダンロップインターナショナル株式会社の  
合併契約締結による住友ゴムグループのスポーツ事業統合に関するお知らせ

住友ゴム工業株式会社（以下「住友ゴム」といいます。）とダンロップスポーツ株式会社（以下「ダンロップスポーツ」といって、住友ゴムと併せて「両社」といいます。）は、本日、住友ゴムを吸収合併存続会社、ダンロップスポーツを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併①」といいます。）を行うことについて取締役会決議を行い、両社の間で吸収合併契約（以下「本合併契約①」といいます。）を締結し、また、住友ゴムと両社の合弁会社であるダンロップインターナショナル株式会社（以下「ダンロップインターナショナル」といいます。）は、同日、後述の本株式譲渡及び本合併①の効力発生を停止条件として、住友ゴムを吸収合併存続会社、ダンロップインターナショナルを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併②」といって、本合併①と合わせて「本統合」といいます。）を行うことについて取締役会決議を行い、住友ゴムとダンロップインターナショナルとの間で吸収合併契約（以下「本合併契約②」といいます。）を締結しましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本統合に先立ち、両社は、2017年12月28日付で住友ゴムに対して、ダンロップスポーツが保有する、ダンロップインターナショナルの全ての株式を譲渡（以下「本株式譲渡」といいます。）することについて取締役会決議を行い、両社の間で株式譲渡契約（以下「本株式譲渡契約」といいます。）を締結しております。

本合併①は、住友ゴムにおいては、会社法（2005年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第796条第2項に規定する簡易合併であり、株主総会決議による承認を受けずに、ダンロップスポーツにおいては、2017年11月7日開催予定の臨時株主総会の決議による承認を受けた上で、2018年1月1日を効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）として行う予定です。な

お、本効力発生日に先立ち、ダンロップスポーツの普通株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部において、最終売買日を2017年12月26日として、2017年12月27日付で上場廃止となる予定です。

本合併②は、本株式譲渡及び本合併①の効力発生を停止条件として行う予定であり、本合併②がその効力を生ずる直前時点においては住友ゴムの完全子会社となる予定の会社との合併であることから、金銭等を交付せず、無対価で行います。また、住友ゴムにおいては、会社法第796条第2項に規定する簡易合併であり、株主総会決議による承認を受けずに、ダンロップインターナショナルにおいては、会社法第784条第1項に規定する略式合併となる予定であるため、株主総会決議による承認を受けずに、本効力発生日と同日を効力発生日として本合併②を行う予定です。なお、本合併②は、本日時点において住友ゴムの連結子会社であり、また、本合併②の効力を生ずる直前時点において住友ゴムの完全子会社となる予定のダンロップインターナショナルとの合併であるため、開示事項・内容を一部省略しております。

## 記

### I. 本統合の目的

#### 1. 本統合の背景・目的

住友ゴムは、タイヤ、スポーツ、産業品他の三つの分野で事業を展開しており、2020年を目標年度とする長期ビジョン「VISION 2020」の目標達成に向け、着実に事業成長を図っております。タイヤ事業では、「DUNLOP」及び「FALKEN」をメインブランドとするタイヤを製造・販売しており、国内の低燃費タイヤ市場で高い支持を獲得しているほか、長期的な需要拡大が期待できる新興市場をはじめ北米、欧州を含めた海外展開を積極的に進めております。スポーツ事業では、ダンロップスポーツを中心として、優れた性能を誇るゴルフ用品やテニス用品の開発のほか、フィットネスなどのウェルネス事業を展開しております。また、産業品他事業では、ゴム手袋及び介護用品などの生活用品から、成長が期待される制振ダンパーや医療用精密ゴム部品などの産業用資材まで多種多様な商品を提供しております。

ダンロップスポーツは、2003年7月に住友ゴムのスポーツ事業部門が分社独立して2006年10月に東京証券取引所市場第一部への上場を果たした住友ゴムグループスポーツ事業の中核を担う会社であり、ゴルフ・テニス用品の製造・販売、及びウェルネス事業を行っております。主力であるゴルフ用品では、「XXIO」、「SRIXON」及び2007年12月に買収した Roger Cleveland Golf Company, Inc. の「Cleveland Golf」の3つのブランドでグローバルに展開しており、テニス用品では、「DUNLOP」「SRIXON」のブランドで製造・販売しております。また、2014年10月にフィットネス事業を買収し、ゴルフ・テニススクール事業を合わせたウェルネス事業を、第3の柱事業とすべく拡大を進めております。

また、両社は、2017年2月1日に、共同でダンロップインターナショナルを設立し、同社は2017年4月3日付で Sports Direct International plc（以下「SDI社」といいます。）から、海外の「DUNLOP」商標権並びに「DUNLOP」ブランドのスポーツ用品事業及びライセンス事業を譲り受けております。住友ゴムグループは、ダンロップインターナショナルによる SDI社からの事業譲受により、タイヤ事業では欧米やインド、豪州等を除く世界の幅広いエリアで「DUNLOP」商標権の所有権者となり、

スポーツ事業と産業品事業では、全世界で「DUNLOP」ブランドの商品を展開することが可能になっております。

このような状況のもと、今後、住友ゴムグループとして、「DUNLOP」ブランドのグローバルな価値向上を図る戦略を立案、推進し、既存の事業も含めたグループ全体の収益向上につなげることが重要な経営課題となっており、両社は、ダンロップインターナショナルを通じた SDI 社からの事業譲受以降、住友ゴム、ダンロップスポーツ及びダンロップインターナショナルにおける、「DUNLOP」ブランドの活用方法について検討を進めてまいりました。

その結果、ダンロップスポーツとダンロップインターナショナルのスポーツ事業を統合し、「DUNLOP」ブランドを活用したスポーツ事業の事業戦略を構築し、グローバル展開を加速させるとともに、スポーツ事業を住友ゴムに統合されることにより、住友ゴムのもつ資金力や材料・研究部門の経営資源とダンロップスポーツの持つスポーツ事業に精通した人材と経営資源を「DUNLOP」ブランドの価値向上及びスポーツ事業拡大のために活用することが、スポーツ事業及び、タイヤ事業を含む各事業の企業価値の最大化に資するとの結論に至り、今般、住友ゴム、ダンロップスポーツ及びダンロップインターナショナルの3社において、本統合を実施することいたしました。

なお、本統合後のスポーツ事業は、ダンロップスポーツの企業理念である「お客様のスポーツライフをもっと豊かに」を引き継ぎ、これまで培ってきた「XXIO」、「SRIXON」及び「Cleveland Golf」といったブランドに、全世界で展開が可能になった「DUNLOP」ブランドを加え、展開地域及び取扱い種目等の事業ドメインを拡大するとともに、住友ゴムグループの経営資源を生かしたブランド投資によりスポーツ事業の拡大を加速することにより、スポーツ業界におけるプレゼンスを高めてまいります。また、スポーツ事業による「DUNLOP」ブランド価値の向上は、住友ゴムの長期ビジョン「VISION2020」達成にも貢献するものであります。

## II. 本統合の日程

取締役会決議日（住友ゴム、ダンロップスポーツ、ダンロップインターナショナル）	2017年8月29日（火）
本合併契約①及び本株式譲渡契約締結日 (住友ゴム、ダンロップスポーツ)	2017年8月29日（火）
本合併契約②締結日 (住友ゴム、ダンロップインターナショナル)	
臨時株主総会基準日公告日 (ダンロップスポーツ)	2017年8月30日（水）（予定）
臨時株主総会基準日（ダンロップスポーツ）	2017年9月15日（金）（予定）
臨時株主総会開催日（ダンロップスポーツ）	2017年11月7日（火）（予定）
最終売買日（ダンロップスポーツ）	2017年12月26日（火）（予定）
上場廃止日（ダンロップスポーツ）	2017年12月27日（水）（予定）
本株式譲渡実行日 (住友ゴム、ダンロップスポーツ)	2017年12月28日（木）（予定）
本合併①の効力発生日 (住友ゴム、ダンロップスポーツ)	2018年1月1日（月）（予定）

本合併②の効力発生日 (住友ゴム、ダンロップインターナショナル)	
-------------------------------------	--

- (注1) 本合併①は、住友ゴムにおいては、会社法第796条第2項に規定する簡易合併であり、合併契約承認株主総会を開催いたしません。
- (注2) 本合併②は、住友ゴムにおいては、会社法第796条第2項に規定する簡易合併であり、ダンロップインターナショナルにおいては会社法第784条第1項に規定する略式合併となる予定であるため、いずれも合併契約承認株主総会を開催いたしません。
- (注3) 本合併①及び本合併②の効力発生日は同日ではありますが、本合併②の効力発生は、本株式譲渡及び本合併①の効力発生を停止条件としております。
- (注4) 上記日程のうち本合併①に係る日程は、本合併①に係る手続進行上の必要性その他の事由に応じ、住友ゴム及びダンロップスポーツが協議し合意の上、変更されることがあります。また、上記日程のうち本合併②に係る日程は、本合併②に係る手続進行上の必要性その他の事由に応じ、住友ゴム及びダンロップインターナショナルが協議し合意の上、変更されることがあります。

### III. 本合併①について

#### 1. 本合併①の要旨

##### (1) 本合併①の方式

住友ゴムを吸収合併存続会社、ダンロップスポーツを吸収合併消滅会社とする吸収合併です。本合併①は、住友ゴムにおいては、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併の手続により株主総会による承認を受けずに、ダンロップスポーツについては、2017年11月7日開催予定の臨時株主総会において本合併契約①の承認を受けた上で、両社は、2018年1月1日を効力発生日として本合併①を行う予定です。

##### (2) 本合併①に係る割当ての内容

会社名	住友ゴム (吸収合併存続会社)	ダンロップスポーツ (吸収合併消滅会社)
合併比率	1	0.784
本合併①により交付する株式数	住友ゴム普通株式：9,008,330株（予定）	

##### (注1) 株式の割当て比率

ダンロップスポーツの普通株式1株に対して、住友ゴムの普通株式0.784株を割当て交付します。ただし、住友ゴムが保有するダンロップスポーツの普通株式（2017年6月30日現在17,509,600株）及びダンロップスポーツが保有する自己株式（2017年6月30日現在183株）については、本合併①による株式の割当ては行いません。

##### (注2) 本合併①により交付する株式数

住友ゴムは、本合併①に際して、住友ゴムの普通株式9,008,330株（予定）を本合併①が効力を生ずる時点の直前時点（以下「基準時」といいます。）のダンロップスポーツの株主様（ただし、住友ゴム及びダンロップスポーツ並びに本合併①に関して会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求権を行使した株主様を除きます。）に対して、割当て交付する予定ですが、交付する住友ゴムの普通株式は住友ゴムが保有す

る自己株式（2017年6月30日現在728,072株）及び本合併①の効力発生日までに取得する自己株式を充当し、残数については新たに普通株式を発行する予定です。なお、今後取得予定の自己株式については、本日、別途公表しておりますプレスリリース「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

また、住友ゴムの交付する普通株式数は、基準時までにダンロップスポーツが保有することとなる自己株式数（本合併①に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主様の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）等により今後修正される可能性があります。

#### （注3）単元未満株式の取扱い

本合併①に伴い、住友ゴムの単元未満株式（100株未満）を保有することとなるダンロップスポーツの株主様につきましては、当該単元未満株式について、その株式数に応じて本効力発生日以降の日を基準日とする配当金を受領する権利はありますが、取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

住友ゴムの単元未満株式（100株未満）を保有することとなる株主様につきましては、単元未満株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

##### ① 単元未満株式の買取制度（100株未満の普通株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、住友ゴムの単元未満株式を保有する株主様が、住友ゴムに対してその保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

##### ② 単元未満株式の買増制度（100株への普通株式の買増し）

会社法第194条第1項及び住友ゴムの定款第9条の規定に基づき、住友ゴムの単元未満株式を保有する株主様が、住友ゴムに対し、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元（100株）となる数の普通株式を売り渡すことを請求することができる制度です。

#### （注4）1株に満たない端数の処理

本合併①に伴い、住友ゴムの普通株式1株に満たない端数の交付を受けることとなるダンロップスポーツの株主様に対しては、会社法第234条その他関連法令の規定に基づき、その端数の合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数の住友ゴムの普通株式を売却し、当該売却に係る売却代金をその端数に応じて当該株主様に交付いたします。

#### （3）本合併①に伴うダンロップスポーツの新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

ダンロップスポーツは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

### 2.本合併①に係る割当ての内容の根拠等

#### （1）割当ての内容の根拠及び理由

本合併①の合併比率の公正性を確保するため、各社がそれぞれ別個に独立した第三者算定機関に合併比率の算定を依頼することとし、住友ゴムは大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を、ダンロップスポーツはPwCアドバイザリー合同会社（以下「PwC」といいます。）を、それぞれの第三者算定機関として選定いたしました。

住友ゴム及びダンロップスポーツは、それぞれ上記の第三者算定機関から提出を受けた合併比率の分析結果及び助言を慎重に検討し、また、各社において両社の財務状況、業績動向、及び株価動向等を勘案し、これらを踏まえ両社間で真摯に交渉・協議を行いました。

住友ゴムにおいては、下記（4）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である大和証券から2017年8月28日付で受領した合併比率に関する算定書、TMI総合法律事務所からの助言等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本合併比率は妥当であり、株主の皆様の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本合併比率により本合併①を行うことが妥当であると判断いたしました。ダンロップスポーツにおいては、下記（4）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関であるPwCから2017年8月28日付で受領した合併比率に関する算定書、顧問弁護士である弁護士大川治からの助言、支配株主である住友ゴムとの間で利害関係を有しないメンバーで構成される第三者委員会（詳細については、下記（5）「利益相反を回避するための措置」に記載のとおりです。）から2017年8月28日付で受領した答申書を踏まえて、慎重に協議・検討いたしました。その結果、本合併比率は、下記（2）②「算定の概要」に記載の通り、PwCから受領した合併比率に関する算定書によれば、ディスカウント・キャッシュフロー方式（以下「DCF方式」といいます。）の評価レンジの範囲内であり、また、市場株価基準方式の評価レンジの上限を上回ることから妥当な水準であり、株主の皆様の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本合併比率により本合併①を行うことが妥当であると判断いたしました。

なお、合併比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上、変更することがあります。

## （2）算定に関する事項

### ① 算定機関の名称及び当事会社との関係

大和証券及びPwCはいずれも、住友ゴム及びダンロップスポーツから独立した算定機関であり、住友ゴム及びダンロップスポーツの関連当事者には該当せず、本合併①に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

### ② 算定の概要

大和証券は、合併比率の算定について、両社の普通株式が金融商品取引所に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカウント・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。

住友ゴムの普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の各手法における合併比率の算定結果は、以下のとおりです。

採用手法	合併比率の算定結果
市場株価法	0.57～0.70
DCF法	0.45～0.88

市場株価法においては、2017年8月25日を算定基準日として、東京証券取引所における両社

の算定基準日の終値、算定基準日から遡る過去1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均株価、並びに住友ゴムより「2017年12月期第2四半期累計期間の連結業績予想と実績値との差異及び通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」が発表された2017年8月8日の翌営業日の2017年8月9日から算定基準日までの期間の終値単純平均株価を採用して算定しております。

DCF法においては、住友ゴム及びダンロップスポーツから提供を受けた2017年12月期から2020年12月期までの事業計画に基づき、住友ゴム及びダンロップスポーツが将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて住友ゴム及びダンロップスポーツの企業価値及び株式価値を算定しております。

なお、DCF法の算定の基礎となる住友ゴム及びダンロップスポーツの事業計画については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。また、本株式譲渡の実施が、合併比率の算定に与える影響は軽微であり、当該事業計画は、本合併①及び本株式譲渡の実施を前提としておりません。

なお、住友ゴムは大和証券から普通株式の合併比率の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

他方、PwCは、住友ゴム及びダンロップスポーツが金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準方式を、また、両社の将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF方式を採用して算定を行いました。

住友ゴムの普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の各評価手法における合併比率の算定結果は、以下のとおりです。

採用手法	合併比率の算定結果
市場株価基準方式	0.570～0.695
DCF方式	0.755～0.809

市場株価基準方式では、2017年8月25日を算定基準日として、両社株式の東京証券取引所市場第一部における算定基準日の終値、算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の各期間の取引日における株価終値の単純平均値及び出来高加重平均値、並びに住友ゴムにより「2017年12月期第2四半期累計期間の連結業績予想と実績値との差異及び通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」が発表された2017年8月8日の翌営業日である2017年8月9日から算定基準日までの期間の株価終値の単純平均値及び出来高加重平均値を採用しております。

DCF方式では、住友ゴムについては、住友ゴムから提供を受けた2017年12月期から2020年12月期までの事業計画に基づき、住友ゴムが将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって住友ゴムの企業価値を評価しております。割引率は5.62%～6.62%を使用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率を0%として算定しております。

ダンロップスポーツについては、ダンロップスポーツから提供を受けた2017年12月期から2020年12月期までの事業計画に基づき、ダンロップスポーツが将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによってダンロップスポー

ツの企業価値を評価しております。割引率は5.68%～6.68%を使用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率を0%として算定しております。

PwCは、合併比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開されている情報を原則としてそのまま使用し、採用したそれらの情報が全て正確かつ完全なものであること、合併比率の算定に重要な影響を与える可能性がある事実でPwCに対して未公開の事実がないこと等の種々の前提を置いており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定又は査定は行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両社から提出された財務予測（事業計画及びその他の情報も含まれます。）については、現時点では得られる最善の予測と判断に基づき、両社の経営陣によって合理的に作成されたことを前提としています。なお、DCF方式による算定の前提とした両社の事業計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。また、両社の当該財務予測は、本合併①の実施を前提としておりません。加えて、本株式譲渡の実施が、合併比率の算定に与える影響は軽微であり、当該財務予測は、本株式譲渡の実施を前提としておりません。PwCの算定結果は、2017年8月25日現在までの情報及び経済条件を反映したものであります。

なお、ダンロップスポーツはPwCから普通株式の合併比率の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

### （3）上場廃止となる見込み及びその事由

本合併①により、ダンロップスポーツの普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従って、2017年12月27日付で上場廃止（最終売買日は2017年12月26日）となる予定であります。上場廃止後は、ダンロップスポーツの普通株式を東京証券取引所において取引することはできなくなりますが、住友ゴム及びダンロップスポーツ並びに本合併①に関して会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求権を行使した株主様を除くダンロップスポーツの株主様に対しては、本合併契約①に従い、上記III.1.(2)「本合併①に係る割当ての内容」のとおり、住友ゴムの普通株式が割り当てられます。

本合併①の目的は、上記I.「本統合の目的」のとおりであり、結果として、ダンロップスポーツの普通株式は上場廃止となる予定であります。ダンロップスポーツの普通株式が上場廃止となった後も、本合併①の対価として交付される住友ゴムの普通株式は東京証券取引所に上場されているため、ダンロップスポーツの普通株式の保有数に応じて一部の株主様において住友ゴムの普通株式について単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1単元以上の株式については、引き続き取引所市場において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。

本合併①により、住友ゴムの単元未満株式を保有することとなる株主様においては、東京証券取引所において単元未満株式を売却することはできませんが、株主様のご希望により買取制度又は買増制度をご利用いただくことが可能であります。これらの取扱いの詳細につきましては、上記III.1.(2)「本合併①に係る割当ての内容」の（注3）をご参照ください。

また、1株に満たない端数が生じた場合における端数の処理の詳細について、上記III.1.(2)

「本合併①に係る割当ての内容」の（注4）をご参照ください。

なお、ダンロップスポーツの株主様は、最終売買日である2017年12月26日（予定）までは、東京証券取引所において、その保有するダンロップスポーツの普通株式を従来どおり取引することができます。会社法その他関連法令に定める適法な権利行使することができます。

#### （4）公正性を担保するための措置

住友ゴム及びダンロップスポーツは、住友ゴムが既にダンロップスポーツの発行済株式総数の60.38%を保有しており、ダンロップスポーツは住友ゴムの連結子会社に該当することから、本合併①は、ダンロップスポーツにとって支配株主との取引等に該当し、公正性を担保する必要があると判断して、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

##### ① 独立した第三者機関からの算定書の取得

住友ゴム及びダンロップスポーツは、それぞれ別個に独立した第三者算定機関として、住友ゴムは大和証券に、ダンロップスポーツはPwCに、それぞれ普通株式の合併比率の算定を依頼し、両社の財務状況、業績動向、及び株価動向等を勘案し、これらを踏まえ両社間で真摯に交渉・協議を行いました。その結果、両社は、上記III.1.(2)「本合併①に係る割当ての内容」記載の普通株式の合併比率は妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであると判断しております。大和証券及びPwCの各算定書の概要は、上記III.2.(2)「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、住友ゴム及びダンロップスポーツは、いずれも、各第三者算定機関から普通株式の合併比率の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

##### ② 独立した法律事務所からの助言

本合併①に関する法務アドバイザーとして、住友ゴムはTMI総合法律事務所を、またダンロップスポーツは顧問弁護士である弁護士大川治を選任し、それぞれ本合併①に関する諸手続並びに取締役会の意思決定の方法及び過程について、法的な観点から助言を受けております。なお、TMI総合法律事務所は住友ゴム及びダンロップスポーツから独立しており、重要な利害関係を有しておらず、また、弁護士大川治はダンロップスポーツの顧問弁護士ですが、住友ゴムから独立しており、重要な利害関係を有していません。

#### （5）利益相反を回避するための措置

本合併①は、親会社である住友ゴムと子会社であるダンロップスポーツが合併するものであり、利益相反構造が存在することから、ダンロップスポーツは、本合併①に関し、利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施しております。

##### ① 利害を有しない第三者委員会からの答申書の取得

ダンロップスポーツは、本合併①がダンロップスポーツの少数株主にとって不利益な条件の下で行われることを防止するため、2017年5月25日、支配株主である住友ゴムとの間で利害関係を有しない独立した外部の有識者である山口利昭氏（弁護士、山口利昭法律事務所代表）、森俊明氏（公認会計士・税理士、BEI総合会計事務所パートナー）及び清水教博氏（ダンロップ

スポーツ独立社外取締役)、の3名によって構成される第三者委員会(以下「第三者委員会」といいます。)を設置し、本合併①を検討するに当たって、第三者委員会に対し、(i)本合併①の目的の正当性(本合併①がダンロップスポーツの企業(事業)価値の向上に資するかを含む。)、(ii)本合併①に係る交渉過程の手続きの公正性、(iii)本合併①によりダンロップスポーツの少数株主に交付される対価の妥当性、及び、(iv)上記(i)ないし(iii)その他の事項を前提に、本合併①がダンロップスポーツの少数株主にとって不利益であるか否か、に関する意見を諮問しました。

第三者委員会は、2017年6月22日から2017年8月23日までに、会合を合計6回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて隨時協議を行うなどして、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。第三者委員会は、かかる検討を行うにあたり、ダンロップスポーツ役員等へのインタビューにおいて、本合併①に至る背景、本合併①の意義・目的、ダンロップスポーツの状況、本合併①によるシナジー及び本合併①に関する交渉過程その他の本合併①に関連する事項について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を実施したほか、住友ゴム及びダンロップスポーツから提供を受けた関連書類等の精査を実施しております。

また、ダンロップスポーツの第三者算定機関であるPwCから本合併①に用いられる合併比率の評価に関する説明を、ダンロップスポーツの法務アドバイザーである弁護士大川治から本合併①に関する手続面における公正性を担保する措置の内容並びに本合併①に係るダンロップスポーツの取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容に関する説明を受けております。第三者委員会は、以上のような経緯の下、上記諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、2017年8月28日に、本合併①を行うという決議をダンロップスポーツの取締役会が行うことはダンロップスポーツの少数株主にとって不利益なものでない、と認められる旨を内容とする答申書をダンロップスポーツの取締役会に対して提出しております。

## ② 利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役全員の承認並びに監査役全員の異議がない旨の意見

本日開催のダンロップスポーツの取締役会(以下「本取締役会」といいます。)における本合併①に関する議案は、ダンロップスポーツの取締役6名の全員一致により承認可決されており、かつダンロップスポーツの監査役4名のうち、佐々木保行氏を除く3名全員が、本合併①を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

なお、ダンロップスポーツの監査役のうち佐々木保行氏は住友ゴムの常勤監査役を兼務していることから、利益相反について疑義が生じるおそれを排除するため、本取締役会における本合併①に係る審議には参加しておらず、何らの意見表明も行っておりません。

## ③ 独立した法律事務所からの助言

ダンロップスポーツは、上記①及び②記載の、ダンロップスポーツにおける取締役会決議の方法、第三者委員会の設置及び運営その他の利益相反を回避するための措置に関して、ダンロップスポーツの法務アドバイザーである弁護士大川治から法的助言を受けております。

3.本合併①の当事会社の概要（2017年6月30日現在）

	吸収合併存続会社	吸収合併消滅会社
(1) 名 称	住友ゴム工業株式会社	ダンロップスポーツ株式会社
(2) 所 在 地	神戸市中央区脇浜町 三丁目6番9号	神戸市中央区脇浜町 三丁目6番9号
(3) 代 表 者 の 役職・氏名	代表取締役社長 池田 育嗣	代表取締役社長 木滑 和生
(4) 事 業 内 容	タイヤ等の製造及び販売	ゴルフ用品、テニス用品の製造及び販 売、他
(5) 資 本 金	42,658百万円	9,207百万円
(6) 設 立 年 月 日	1917年3月6日	2003年7月1日
(7) 発行済株式数	263,043,057株	29,000,000株
(8) 決 算 期	12月31日	12月31日
(9) 従 業 員 数	(連結) 36,299人	(連結) 2,004人
(10) 主要取引先	国内外の企業	国内外の企業
(11) 主要取引銀行	㈱三井住友銀行、㈱三菱東京UFJ銀行、 三井住友信託銀行㈱、㈱みずほ銀行、 ㈱日本政策投資銀行、農林中央金庫	㈱三井住友銀行
(12) 大株主及び持 株 比 率	住友電気工業㈱ 28.68% JP MORGAN CHASE 5.45% BANK 385632 日本マスタートラスト信託 2.88% 銀行㈱(信託口) 日本トラスティ・サービス 2.54% 信託銀行㈱(信託口) ㈱三井住友銀行 1.98%	住友ゴム工業㈱ 60.38% 東郷産業㈱ 2.78% 日本トラスティ・サービス 1.88% 信託銀行㈱(信託口) 日本マスタートラスト信託 1.34% 銀行㈱(信託口) MLI FOR CLIENT 0.98% GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB
(13) 当事会社間の関係		
資 本 関 係	住友ゴムはダンロップスポーツの親会社であり、2017年6月30日現在、ダンロップスポーツの発行済株式総数（29,000,000株）の60.38%に相当する17,509,600株を保有しております。	
人 的 関 係	住友ゴムの常勤監査役1名が、ダンロップスポーツの監査役を兼任しております。	
取 引 関 係	ダンロップスポーツは住友ゴムから不動産の賃借・事務の委託等の取引があります。	
関連当事者へ の該当状況	住友ゴムはダンロップスポーツの親会社であり、住友ゴムとダンロップスポー ツは相互に関連当事者に該当します。	

(14) 最近3年間の財政状態及び経営成績						
決算期	住友ゴム（連結）			ダンロップスポーツ（連結）		
	2014年 12月期	2015年 12月期	2016年 12月期	2014年 12月期	2015年 12月期	2016年 12月期
資本合計（純資産）	446,960	451,837	459,541	39,096	33,596	34,922
資産合計（総資産）	973,587	932,432	897,634	65,242	59,823	55,600
1株当たり親会社所有者帰属持分（1株当たり純資産額）(円)	1,575.82	1,609.83	1,636.63	1,308.64	1,116.84	1,161.26
売上収益（売上高）	837,647	798,483	756,696	70,898	78,264	73,299
営業利益	86,251	89,173	73,284	2,090	2,235	4,012
経常利益	87,968			3,059		
親会社の所有者に帰属する当期利益（親会社株主に帰属する当期純利益）	53,206	71,976	41,364	1,081	1,224	1,876
基本的1株当たり当期利益（1株当たり当期純利益金額）(円)	202.82	274.38	157.69	37.29	42.22	64.70
1株当たり配当金(円)	50.00	55.00	55.00	30	10	40

(注1) 2015年12月期と2016年12月期は、IFRS（国際会計基準）を、2014年12月期は日本基準を適用しています。IFRSと日本基準で用語が異なる項目は、日本基準における名称をカッコ内に併記しています。

(注2) 単位は百万円。ただし、特記しているものを除きます。

#### 4.本合併①後の状況

		吸収合併存続会社
(1) 名 称	住友ゴム工業株式会社	
(2) 所 在 地	神戸市中央区脇浜町三丁目6番9号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 池田 育嗣	
(4) 事 業 内 容	タイヤ及びスポーツ用品等の製造及び販売	
(5) 資 本 金	42,658百万円	
(6) 決 算 期	12月31日	
(7) 純 資 産	現時点では確定しておりません。	
(8) 総 資 産	現時点では確定しておりません。	

## 5.会計処理の概要

本合併①は、企業結合に関する会計基準における共通支配下の取引等に該当する見込みです。

### IV. 本合併②について

#### 1.本合併②の要旨

##### (1) 本合併②の方式

住友ゴムを吸収合併存続会社、ダンロップインターナショナルを吸収合併消滅会社とする吸収合併です。本合併②は、住友ゴムにおいては、会社法第796条第2項に規定する簡易合併であり、株主総会決議による承認を受けずに、ダンロップインターナショナルにおいては、本株式譲渡により住友ゴムがダンロップインターナショナルの全ての株式を保有し、会社法第784条第1項に規定する略式合併となる予定であるため、株主総会決議による承認を受けずに、本株式譲渡及び本合併①の効力発生を停止条件として、本効力発生日と同日を効力発生日として本合併②を行う予定です。

##### (2) 本合併②に係る割当ての内容

本合併②は、本株式譲渡及び本合併①の効力発生を条件としているため、本合併②がその効力を生ずる直前時点において、ダンロップインターナショナルが住友ゴムの完全子会社となっていることを前提としております。したがいまして、本合併②に際して、ダンロップインターナショナルは、住友ゴムの完全子会社となることから、住友ゴムは合併に際して、株式その他金銭等の割当ては行いません。

##### (3) 本合併②に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

ダンロップインターナショナルは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

#### 2.本合併②の当事会社の概要

##### (吸収合併存続会社)

上記 III.3. 「本合併①の当事会社の概要」に記載のとおりです。

##### (吸収合併消滅会社) (2017年6月30日現在)

(1) 名 称	ダンロップインターナショナル株式会社
(2) 所 在 地	神戸市中央区脇浜町三丁目6番9号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 西口 豪一
(4) 事 業 内 容	DUNLOP 商標権の管理並びに DUNLOP ブランドのスポーツ用品事業及びライセンス事業
(5) 資 本 金	30億円
(6) 設 立 年 月 日	2017年2月1日
(7) 発 行 済 株 式 数	120,000株
(8) 決 算 期	12月31日
(9) 大株主及び持株比率	住友ゴム 66.7%、ダンロップスポーツ 33.3%

(10) 当事会社間の関係	
資本関係	住友ゴムはダンロップインターナショナルの親会社であり、2017年6月30日現在、ダンロップインターナショナルの発行済株式総数（120,000株）の66.7%に相当する80,000株を保有しており、2017年12月28日付でダンロップインターナショナルの全ての株式を取得する予定です。
関連当事者への該当状況	住友ゴムはダンロップインターナショナルの親会社であり、住友ゴムとダンロップインターナショナルは相互に関連当事者に該当します。
(11) 直前事業年度の財政状態及び経営成績	
純資産	—
総資産	—
1株当たり純資産額（円）	—
売上高	—
営業利益	—
経常利益	—
親会社株主に帰属する当期純利益	—
1株当たり当期純利益金額（円）	—
1株当たり配当金（円）	—

(注1) ダンロップインターナショナルは、2017年2月1日に設立されているため、直前事業年度の財務数値がありませんが、SDI社からの譲受事業の2016年4月期の売上高は約62億円（1ポンド=145円で換算）です。

(注2) 単位は百万円。ただし、特記しているものを除きます。

### 3.本合併②後の状況

	吸収合併存続会社
(1) 名称	住友ゴム工業株式会社
(2) 所在地	神戸市中央区脇浜町三丁目6番9号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 池田 育嗣
(4) 事業内容	タイヤ及びスポーツ用品等の製造及び販売
(5) 資本金	42,658百万円
(6) 決算期	12月31日

### 4.会計処理の概要

本合併②は、企業結合に関する会計基準における共通支配下の取引等に該当する見込みです。

## V. 今後の見通し

本統合が住友ゴムの連結業績に与える影響は軽微であります。今後、公表すべき事項が生じた場合には、速やかに開示いたします。

## VI. 支配株主との取引等に関する事項

### 1. 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本合併①は、親会社である住友ゴムと子会社であるダンロップスポーツが合併するものであることから、ダンロップスポーツにとって支配株主との取引等に該当します。

ダンロップスポーツは、上記 III.2. (4)「公正性を担保するための措置」及び III.2. (5)「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本合併①について、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じた上で、本合併①に用いられる合併対価を決定し、本合併①を行う予定です。したがって、本合併①は、ダンロップスポーツが、2017年3月27日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」の主旨に適合していると考えております。

なお、ダンロップスポーツの当該指針の内容は以下のとおりです。

#### 【ダンロップスポーツの支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針】

当社は、親会社グループとの取引にあたっては、その必要性と条件の妥当性について、第三者との取引を含めて個別に比較検討しております。

### 2. 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記 VI.1.「支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」に記載のとおり、本合併①は、ダンロップスポーツにとって支配株主との取引等に該当することから、ダンロップスポーツは、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が必要であると判断し、取締役会において本合併①に関し慎重に協議、検討し、さらに、上記 III.2. (4)「公正性を担保するための措置」及び III.2. (5)「利益相反を回避するための措置」に記載の措置を講じることにより、公正性を担保し、利益相反を回避した上で、判断しております。

### 3. 当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

ダンロップスポーツは、上記 III.2. (5)「利益相反を回避するための措置」の①「利害関係を有しない第三者委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本合併①がダンロップスポーツの少数株主にとって不利益な条件の下で行われることを防止するため、第三者委員会を設置しました。ダンロップスポーツは、本合併①を検討するに当たって、第三者委員会に対し、(i)本合併①の目的の正当性（本合併①がダンロップスポーツの企業（事業）価値の向上に資するかを含む。）、(ii)本合併①に係る交渉過程の手続きの公正性、(iii)本合併①によりダンロップスポーツの少数株主に交付される対価の妥当性、及び、(iv)上記(i)ないし(iii)その他の事項を前提に、本合併①がダンロップスポーツの少数株主にとって不利益であるか否か、について、諮問いたしました。

その結果、第三者委員会からは、2017年8月28日付で、上記(i)に関しては、本合併①が実現した後に、ダンロップスポーツは住友ゴムグループ全体の下で経営効率化、事業構造改革を行うことで、長期的にはダンロップスポーツによる事業価値の向上につながることが期待されることから、吸收

合併を活用した本合併①は、ダンロップスポーツの企業価値向上に資するものであり、本合併①の目的は正当なものである旨、上記(ii)に関しては、合併比率の算定について両社グループから独立した算定機関による算定結果、デュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、相互の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案して交渉・協議を重ねたうえで合併比率を算定していること、またダンロップスポーツの少数株主は排除されることになるが、少数株主の利益を保護すべく公正性を担保するための措置、利益相反を回避するための措置が講じられており、少数株主の利益に対する配慮がなされている旨、上記(iii)に関しては、上記(ii)記載の合併比率の算定方法や算定経過に照らし、本合併①の合併条件は公正性が確保されていること、また合併比率、プレミアムの判断とも妥当性がある旨、上記(iv)に関しては、上記(i)から(iii)を踏まえると、本合併①は合併条件の公正性が確保されており、ダンロップスポーツの少数株主にとって不利益なものでない、と認められる旨の答申書を入手しております。

以上

(参考) 当期連結業績予想及び前期連結実績

住友ゴム (当期連結業績予想は 2017 年 8 月 8 日公表分)

(単位:百万円)

	売上収益	営業利益	親会社の所有者に帰属する当期利益
当期業績予想 (2017 年 12 月期)	860,000	63,000	41,000
前期実績 (2016 年 12 月期)	756,696	73,284	41,364

ダンロップスポーツ (当期連結業績予想は 2017 年 8 月 2 日公表分)

(単位:百万円)

	売上収益	営業利益	親会社の所有者に帰属する当期利益
当期業績予想 (2017 年 12 月期)	76,500	3,500	2,200
前期実績 (2016 年 12 月期)	73,299	4,012	1,876